

# 出先機関原則廃止に向けた検討の状況

第2回アクションプラン推進委員会(7/1)及び第12回地域主権戦略会議(7/7)が開催され、国から以下の考え方が示された。

## 1. 直轄国道・直轄河川

- バイパス現道など協議の熟度の高い国道・河川から、国土交通省と都道府県で個別の協議を進めたい。
- 移管のための財源のあり方や条件がすべて成就しなければ、移管に向けた案件が進まないということではない。
- 財源措置の取扱いは、移管対象案件が見えてきたら移管協議と並行して検討する。

\* アクションプラン推進委員会では、片山大臣から「財源移管は、直轄国道のグレードを踏まえた加算をした上で、地方交付税措置するのが最も簡単」との発言があった。

## 2. ハローワーク

- アクションプランの具体化に向けて41都道府県から提案があり、このうち
  - ①国と地方の「一体的実施」の提案(5道県)は、厚生労働省と都道府県で協議を開始。
  - ②ハローワーク移管を含む特区提案は、対処方針について調整中。

\* アクションプラン推進委員会では、「41もの特区提案が出てくることは想定外だった」として、②の特区提案を認めることに否定的な姿勢が示された。

## 3. 共通課題

- 府省の自己仕分けで地方移譲とした事務(48事務)から移譲に着手したい。

\* アクションプラン推進委員会で、地方から「地方の自由度を高める事務を移管すべき」と主張したところ、「そのような事務を示されたい」との依頼があった。

今後、全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」の最重点分野、重点分野を踏まえて国に示していきたい。

## 4. 広域的实施体制

- 広域的实施体制の制度骨子が示され、移譲対象機関等については9月に中間報告、12月に閣議決定との工程が示された。

\* アクションプラン推進委員会で、機関の移管を求める関西、九州及び沖縄県の代表と各府省政務官との間で意見交換が行われた。

# 出先機関の原則廃止に向けて

平成23年7月7日  
第12回地域主権戦略会議  
上田構成員提出資料

## 1. 直轄国道・直轄河川チーム

### 1. 移管に伴う財源措置等のルールについて早急に議論を開始すべき

- ・財源移管の具体的枠組みを明示することが大前提。早急にチームで議論を開始すべき。
- ・財源措置に当たっては、財源移譲がしっかり目に見えるよう「交付金」として措置すべき。

### 2. 「原則移管」である県内完結区間は、できる限り速やかに移管すべき

- ・財源移管の基本ルールを固めた上で、まずはやる気のある自治体からモデル的に移管を進めることも有効。
- ・その際も権限・財源の一体的移管が原則。バイパス現道等も財源と一体的に移管すること。

## 2. ハローワークチーム

### 1. アクション・プランの「特区」には移管を求める提案も当然含まれる

- ・真に成果と課題を検証するのであれば、ハローワークを実験的に地方移管し国の運営と比較することが不可欠。
- ・第10回地域主権戦略会議でも「特区提案は地方移管も含むこと」「国は提案を誠実に受け入れること」を確認。

### 2. 移管を含む特区提案について、ハローワークチームで速やかに検討を開始すべき

- ・規制緩和を進めるための構造改革特区制度と、出先機関の原則廃止を目指すアクション・プランでは、審査の観点も異なる。

〔 ※ 埼玉県は平成22年度にハローワーク事務の移管を求める構造改革特区提案を行ったが、  
国は「特区として対応できない」と回答。 〕

- ・ハローワークの地方移管は、政権がマニフェストで国民に約束した地域主権改革を実現する観点から、地域主権戦略会議でしっかりグリップして進めていくべき。

### 3. 共通課題チーム

#### 1. 「A－a」事務を移管しても出先機関廃止や地方の自由度向上につながらない

- ・「A－a」事務を「速やかに着手する事務」として整理するのは二つの面で問題がある。

①量的に不十分：出先機関事務全体の2割足らず → 出先機関の廃止には結びつかない

②内容が不十分：提示されている事務の多くは下記に該当し、移管のメリットはほとんどない

i 国に権限を残す「並行権限」を前提としている

〔 経済産業局は9事務中7事務で並行権限を設定。例えば一つの県内で完結するガソリン販売業者への立入検査権限を国にも残している → 事業者の活動範囲に応じて国と地方で明確に役割分担をすべき 〕

ii 地方に移管されていない事務の付随事務のため、実体がない

〔 地方整備局の9事務は全て直轄事業(国道の改築など)に付随する「入札、契約、土地収用」等の事務。直轄事業そのものが移管されない限り、事務移譲の実体がない 〕

#### 2. 地方が強く求めている事務を踏まえ、「速やかに移管する事務」を議論すべき

- ・重要度の低い事務から協議を開始すると、本当に地方が求めている事務の移管協議までたどり着かない。
- ・地方が求めているのは、①地方の自由度を高め、②二重行政の解消や出先機関の廃止につながるもの。
- ・これらの事務移管を議論の中心に据えて、「速やかに移管する事務」の検討をスタートすべき。

**地方が重点的に移管を求めている事務**(平成22年7月全国知事会報告書「国の出先機関の原則廃止に向けて」より)

	機関名	具体的な事務の例
最重点分野	都道府県労働局	ハローワーク
	地方整備局	直轄国道・直轄河川
重点分野	地方農政局	地域農業に対する支援、農地転用の許可など
	経済産業局	中小企業・ベンチャー支援、産学官連携の推進など
	地方厚生局	医療法人、社会福祉法人等への指導・監督など
	地方運輸局	バス・タクシー・トラック事業者、鉄道事業者許認可など
	地方環境事務所	地球温暖化防止対策など